

凡 例

< 1 市町村概要 >

- 1 調査期日の表示がないものは、原則として令和3年4月1日現在のものです。
一部、これ以降の内容としている部分があります。
- 2 特に凡例で資料の出典元の記載がないものは、原則として市町村課調べによるものです。
- 3 平成15年4月1日に合併し誕生した「加美町」（旧中新田町、旧小野田町、旧宮崎町）、平成17年4月1日に合併し誕生した「石巻市」（旧石巻市、旧河北町、旧雄勝町、旧河南町、旧桃生町、旧北上町、旧牡鹿町）、「登米市」（旧迫町、旧登米町、旧東和町、旧中田町、旧豊里町、旧米山町、旧石越町、旧南方町、旧津山町）、「栗原市」（旧築館町、旧若柳町、旧栗駒町、旧高清水町、旧一迫町、旧瀬峰町、旧鶯沢町、旧金成町、旧志波姫町、旧花山村）、「東松島市」（旧矢本町、旧鳴瀬町）、平成17年10月1日に合併し誕生した「南三陸町」（旧志津川町、旧歌津町）、平成18年1月1日に合併し誕生した「美里町」（旧小牛田町、旧南郷町）、平成18年3月31日に合併し誕生した「大崎市」（旧古川市、旧松山町、旧三本木町、旧鹿島台町、旧岩出山町、旧鳴子町、旧田尻町）、「気仙沼市」（旧気仙沼市、旧唐桑町）、平成21年9月1日に合併し誕生した「気仙沼市」（旧気仙沼市、旧本吉町）の一部調査数値については、合併前団体の数値を単純に積み上げて掲載しています。
平成28年10月10日に市制施行した「富谷市」については、調査期日が市制施行前のものは「富谷町」の数値を記載しています。
- 4 「市町村コード」は、総務省の『全国地方公共団体コード』における市区町村コードで末尾の検査数字を含みます。
- 5 電話番号は原則として代表番号です。
- 6 「市町村長」、「副市町村長」、「議長」、「副議長」及び「議員」の欄は原則として令和4年1月1日現在のもので、一部その後の選挙等の結果による修正を反映しています。市町村長欄の（ ）内は、連続当選期数です。
- 7 「主な郷土出身者」は各市町村調べで敬称を省略しています。故人を含む場合もあります。
- 8 「主な地域開発区域指定状況」は令和3年4月1日現在のもので、正式名称は次のとおりです。
過疎：過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく指定市町村は◎
低工：低開発地域工業開発促進法に基づく指定市町村は○
農村：農村地域への産業の導入の促進等に関する法律に基づく指定市町村は○
拠点都市：地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域指定市町村は○
地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律に基づく地方拠点都市地域指定市町村のうち拠点地区指定市町村は◎
離島：離島振興法に基づく指定市町村は○
豪雪：豪雪地帯対策特別措置法に基づく豪雪地帯指定市町村は○
特豪：豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯指定市町村は○
山村：山村振興法に基づく指定都市は○

高度技術：中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく高度技術産学連携地域である市町村は○

リゾート：総合保養地域整備法に基づく特定地域指定市町村は○

総合保養地域整備法に基づく特定地域指定市町村のうち重点整備地区指定市町村は◎

- 9 総務省統計局「平成22年、平成27年、令和2年の国調」のうち「世帯数」は総数、「うち65歳以上一人世帯数」は各年の『国勢調査の普通世帯における65歳以上の単身世帯』の数値です。
- 10 「令和3年1月1日住基台帳」のうち「うち65歳以上一人世帯数」は、調査未実施のため、数値を掲載していません。

また、「人口」、「うち65歳以上人口」及び「世帯数」には、外国人住民の数も含まれます。「人口」及び「世帯数」に関しては、かつこ書で外国人住民の数をうち数として記載しています。

なお、年齢構成比についても外国人住民の数を含む総数で算出していますが、年齢階級の外国人数が非公表となる市町村がある場合や年齢不詳者がある場合により、年齢階級毎の合計と総数が一致しないことから、年齢構成比の合計が100%にならないことがあります。
- 11 「産業別就業人口」は、『平成27年国勢調査』によるものです。
- 12 「面積」は、国土交通省国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』（令和3年10月1日）によるものです。
- 13 「人口密度」は、「面積」及び「令和3年1月1日住基台帳」人口から算出しています。
- 14 「有権者数」は、公職選挙法第22条に基づく選挙人名簿登録数（令和3年9月1日）です。
- 15 「一人当たりの市町村民所得」は、県統計課『平成30年度市町村民経済計算』によるものです。
- 16 平成30年4月1日現在からの「全職員数」は市町村課調べ、「一般行政職一人当たりの住民数」は「各年1月1日住基台帳」人口及び「各年度職員内訳」の「一般職員（うち一般行政職）」数から算出しています。

また、対象となる職員数が1人又は2人の場合は個人情報特定されるため、個人情報保護の観点から、「職員数」の欄をアスタリスク（*）としています。
- 17 「令和3年度予算」、「令和3年度標準財政規模」は市町村調べです。
- 18 「法適用公営企業」、「一部法適用公営企業」及び「法非適用公営企業」は、令和3年3月31日現在のものです。
- 19 「一部事務組合の加入状況」で、「宮城県市町村自治振興センター」、「宮城県市町村職員退職手当組合」、「宮城県市町村非常勤消防団員補償報償組合」については、加入団体が多いため記載していません。
- 20 「地目別土地利用の状況」は、令和2年1月1日現在のもので、『固定資産の価格等の概要調書』によるものです。
- 21 「農業経営体数」等については、農林水産省『2020農林業センサス』によるもので

す。

- 2 2 「販売のあった農業経営体数」は、農林水産省『2020農林業センサス』によるものです。このうち、「野菜」は「露地野菜」「施設野菜」の合計、「花き果実」は「果樹類」「花き・花木」の合計、「畜産」は「酪農」「肉用牛」「養豚」「養鶏」「養蚕」「その他の畜産」の合計、「その他」は「麦類作」「雑穀・いも類・豆類」「工芸農作物」「その他の作物」の合計です。
- 2 3 「農業経営体当たり平均耕地面積」は、農林水産省『2020農林業センサス』によるものです。このうち、「うち田」は「田のある経営体数」と「田」の「面積計」から算出したものです。
- 2 4 「農産物販売規模別農業経営体数」は、農林水産省『2020農林業センサス』によるものです。このうち、各金額別の数値については、該当部分の数値を合計したものです。
- 2 5 「林業」の各項目は、原則として県林業振興課『みやぎの森林・林業のすがた』令和2年度版に基づくものです。「民有林」は、公有林、私有林の合計です。
- 2 6 「水産業」のうち「漁港数」については水産庁HP『漁港一覧』によるものです。「漁獲数」、「漁獲高」は、県水産業振興課『令和2年水産物水揚統計』によるものです。
- 2 7 「工業」の各項目は、県統計課『令和元年宮城県の工業』によるものです。
- 2 8 「商業」の「事業所数」、「従業者数」、「年間販売額」は総務省・経済産業省『(平成28年経済センサスー活動調査結果)』によるものです。
- 2 9 「年間観光客数」は、県観光課調べで、令和2年のものです。
- 3 0 「市町村間通勤・通学移動」は、『平成27年国勢調査』に基づくものです。
- 3 1 「公共施設等」については、原則として県市町村課『市町村公共施設状況調査』令和2年度によるものです。
 - ・ 「保育所」は、県子育て社会推進課『福祉行政報告例』令和3年7月1日現在のものです。
 - ・ 「老人福祉センター」及び「老人ホーム」は、県保健福祉総務課『宮城県社会福祉施設等一覧』令和元年7月1日現在によるもので、うち「老人ホーム」は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームの合計です。
 - ・ 「市(町村)民会館」は、公会堂を含みます。
 - ・ 「歯科医師数」、「医師数」は、厚生労働省『平成30年医師・歯科医師・薬剤師統計』によるものです。なお、1万人あたりの歯科医師数、医師数については、令和2年国調人口により算出したものです。また、「歯科診療所」、「診療所」、「病院」は、厚生労働省『令和元年医療施設調査』令和元年10月1日現在のものです。
 - ・ 「水道」は、県食と暮らしの安全推進課『宮城県の水道』令和2年3月31日現在のものです。「人数」は上水道及び簡易水道の給水人口並びに専用水道のうち自己水源のみによるものの給水人口の合計で、「%」はそれらの水道普及率です。
 - ・ 「下水道」の人数は公共下水道、農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の現在処理区域内人口の合計です。
 - ・ 「し尿処理」、「ごみ処理」は、県循環型社会推進課『令和元年度一般廃棄物処理事業実態調査』によるもので、「し尿処理」の人数は非水洗化人口、%は非水洗化率です。ま

た、「ごみ処理」のはごみ総排出量で、g／人日は1人1日当たりごみ排出量です。

- ・ 「道路改良」は、県道路課『みやぎの道路』の市町村道道路現況令和2年3月31日現在によるもので、kmは道路改良済延長、%は道路改良率です。
- ・ 「道路舗装」は、県道路課『みやぎの道路』の市町村道道路現況令和2年3月31日現在によるもので、kmは道路舗装済延長、%は道路舗装率です。
- ・ 「庁舎開設年月日」、「庁舎延べ床面積」は各市町村調べです。

なお、上記比率の計算方法は次のとおりです。

◎ 水道普及率＝（上水道の給水人口＋簡易水道の給水人口＋専用水道のうち自己水源のみによるものの給水人口）÷行政区域内人口×100

◎ 1人1日当たりごみ排出量

＝（ごみ総排出量÷総人口）÷365日×1,000,000g

◎ 道路改良率＝道路改良済延長÷道路実延長×100

◎ 道路舗装率＝道路舗装済延長÷道路実延長×100

3.2 「支所・出張所数」は、地方自治法第155条に基づくもので、各市町村調べです。

3.3 各調査において、個々の申告者の秘密が漏れるおそれがある数値は、秘匿のため「X」と表記しています。

< 2 資 料 >

1 調査期日の表示がないものは、原則として令和3年4月1日現在のものです。

2 平成28年10月10日に市制施行した「富谷市」については、調査期日が市制施行前のものは「富谷町」の数値を記載しています。

3 資料の出典元の記載がないものは、原則として各市町村調べによるものです。

4 「主要施設の状況」については、原則として市町村課『市町村公共施設状況調査』令和2年度によるものです。

- ・ 「保育所」は、県子育て社会推進課『福祉行政報告例』令和3年7月1日現在のものです。
- ・ 「母子生活支援施設」、「児童遊園」、「養護老人ホーム」、「特別養護老人ホーム」、「老人福祉センター」及び「障害者支援施設」は、県保健福祉総務課『宮城県社会福祉施設等一覧』令和元年7月1日現在のものです。
- ・ 「廃棄物処理施設」は、県循環型社会推進課『宮城県における一般廃棄物の排出及び処理状況等について（令和元年度）』によるものです。
- ・ 「上水道等」は、県食と暮らしの安全推進課『宮城県の水道』令和2年3月31日現在によるものです。
- ・ 「幼稚園」及び「学校」は、県統計課『令和3年度学校基本調査速報（宮城県）』によるものです。